

改 正 案

東京都自然公園条例施行規則
東京都立自然公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第四十九号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 都立自然公園

第一節 都公園事業(第五条～第十八条)

第二節 保護及び利用(第十九条～第三十一条)

第三節 雜則(第三十二条～第三十六条)

第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設等(第二十七条～第二十九条)

第二節 都以外の者の自然公園施設の設置等(第四十条～第四

十二条)

第三節 占用(第四十三条～第五十二条)

第四節 有料施設及び有料用具(第五十三条～第五十七条)

第五節 雜則(第五十八条～第六十四条)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この規則は、東京都自然公園条例(平成十四年東京都規則第号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨) 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公園事業となる施設の種類)

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 道路及び橋

二 広場及び園地

三 宿舎及び避難小屋

目次

第二章 総則(第一条)

第三章 公園事業(第二条～第十二条)

第四章 保護及び利用(第十三条～第十七条の二)

付則 雜則(第十八条・第十九条)

現 行

(目的) 第一章 総則

第一条 この規則は、東京都立自然公園条例(昭和三十二年四月東京都規則第十七号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として都立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運輸施設、主として都立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設

（附帶施設となる施設の種類）

- 第四条 条例第二条第八号に規定する附帶施設は、次に掲げる施設とする。
- 一一 前条第十号から第十一号に掲げる都立自然公園内に於ける施設
- 一二 園路及び指導標、案内板その他これに類する案内施設
- 一三 植栽、花壇、噴水その他これに類する修景施設
- 一四 ベンチ、野外卓、その他これに類する休養施設
- 一五 野球場、テニスコート、水泳プールその他これに類する運動施設
- 一六 ぶらんこ、すべり台、砂場その他これに類する遊戯施設
- 一七 自然生態園、体験学習施設その他これに類する教養施設
- 一八 店舗（カフェ、バー、キャバレー及びこれに類するものを除く。）その他これに類する便益施設
- 一九 門、さく、管理事務所その他これに類する管理施設
- 二〇 災害対策施設

（二）第二章 都立自然公園

（公共団体） 第二節 都立自然公園事業

- 第五条 条例第九条第一項に規定する規則で定める公共団体は、港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）に定める港務局とする。
(都公園事業の執行認可の申請)
- 第六条 条例第九条第三項の規定により都公園事業の執行の認可を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運送施設にあつては、第五号口、第六号及び第十一号に掲げる書類を除く。
- 一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 施設の規模及び構造（運送施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図
- 四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
- 五 工事の施行を要する場合にあつては当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類
- 六 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類
- 七 法人には、定款、寄附行為又は規約及び登記簿の謄本
- 八 法人を設立しようとする者には、定款、寄附行為又は規約
- 九 法人格のない組合（以下「組合」という。）にあつては、組合契約書の写し
- 十 都公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 十一 当該事業の執行に当たつて必要となる資金を調達することができるることを証する書類
- 十二 当該事業の執行に關し土地収用法（昭和二十六年法律第二

(公園事業の執行認可の申請)

第二条 条例第十条第三項の規定により公園事業の執行の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、運送施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする者は、第五号及び第六号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類
三 施設の位置

四 施設の規模及び構造（運送施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

五 施設の管理または経営の方法の概要
六 事業資金の総額及びその調達の方法

七 都立自然公園の利用のための施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

八 工事の施行を要する場合にあつては、その執行の予定期間

九 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運送施設にあつては、第五号及び第六号に掲げる書類を除く。

一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び写真

三 施設の規模及び構造（運送施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

五 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額及びその内訳を

百十九号) の規定により土地又は権利を収用し又は使用する
必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする

理由書

(施設の供用開始)

第七条 都立自然公園の利用のための施設に関する都公園事業(運輸施設に関する都公園事業を除く。)の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 知事は、正当な理由があると認めるときは、前項の期日を延期することができる。

3 前項の規定による期日の延期の申請は、別記第二号様式による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(管理又は経営方法等の届出)

第八条 都公園事業(運輸施設に関する都公園事業を除く。)の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、別記第三号様式による届出書により知事に届け出なければならない。

2 都公園事業の執行の認可を受けた者は、管理又は経営の方法のうち次に掲げるものを変更したときは、別記第四号様式による届出書により知事に届け出なければならない。

一 施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の住所及び氏名(受託者が法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 施設の供用期間が過年でない場合にあつては、供用期間

三 施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

四 前二号に掲げるもののほか、適切な都公園事業の執行を確保するため特に届出を要するもの

(施設の変更等の承認)

第九条 都公園事業の執行の認可を受けた者(以下「都公園事業者」という。)は、次に掲げる事項(運輸施設に関する都公園事業者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、別記第五号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

一 施設の位置

二 施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

六 記載した書類

六 施設の管理または経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

七 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款、寄付行為または規約及び登記簿の謄本

ロ 認可申請に関する意思決定を証する書類

八 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄付行為または規約

九 法人格のない組合(以下「組合」という。)にあつては、次に掲げる書類

イ 組合契約書の写

ロ 認可申請に関する意思決定を証する書類

(施設の供用開始等)

第三条 都立自然公園の利用のための施設に関する公園事業(運送施設に関する公園事業を除く。)の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 公園事業(運送施設に関する公園事業を除く。)の執行の認可を受けた者は、当該公園事業の執行として工事を施行する場合には、知事の定める期間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期日までにこれを完了しなければならない。

3 知事は、正当な理由があると認めるときは、前二項の期日を延期し、または前項の期間を伸長することができる。

4 前項の規定による期日の延期または期間の伸長の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人または組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 公園事業の種類

三 申請に係る施設または工事

四 延期の期日または伸長の期間

五 延期または伸長を必要とする理由

(管理または経営方法等の届出)

第四条 公園事業(運送施設に関する公園事業を除く。)の執行の認可を受けた者は、その管理または経営の方法を定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法を変更したときは同様とする。

二 三 施設の管理又は経営の方法の概要

2 前項の場合において、変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、前項の申請書に、変更の内容に係る第六条第二項各号に掲げる書類又は図面を添えるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、変更しようとする事項が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、知事の承認を受けることを要しない。

4 二 建築物の内部の構造の変更であつて、軽易なもの

第五条第十五号に掲げる行為に該当するもの

第七条の規定は、第一項の規定による承認を受けた者について適用する。
(事業の休止及び廃止)

第十条 都公園事業者は、都公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第六号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。
(地位の承継)

第十二条 都公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該都公園事業たる事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 前項の規定による承継の承認を受けようとする者は、当該当事者が選択した別記第七号様式による申請書を知事に提出するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 譲渡に関する契約書の写し

二 譲受人が現に都公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約及び登記簿の謄本又は組合契約書の写し

三 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約

4 都公園事業者が死亡したときはその相続人が、都公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併によ

(施設の変更等の承認)

第五条 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「事業者」という。）は、第二条第一項第三号から第五号まで（運送施設に関する公園事業にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人または組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類

三 変更の内容

四 変更を必要とする理由

2 変更しようとする事項が施設の位置または施設の規模及び構造に係るときは、前項の申請に、変更の内容を明らかにした図面を添えなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、変更しようとする事項が次の各号の一に該当するものであるときは、知事の承認を必要としない。

一 建築物の内部の構造の変更であつて、軽易なもの

第五条各号に掲げる行為に該当するもの

4 第三条の規定は、第一項の規定による承認を受けた者について、適用する。
(公園事業の休止及び廃止)

第六条 事業者は、公園事業の全部または一部を休止し、または廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、その休止または廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

一 申請者の住所及び氏名（法人または組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類

三 休止し、または廃止しようとする公園事業の範囲

四 休止の予定期間または廃止の予定期日

2 休止または廃止を必要とする理由
公園事業を休止し、または廃止しようとする者が法人または組合であるときは、前項の申請に公園事業の休止または廃止に関する意思決定を証する書類を添えるものとする。

り設立された法人が、都公園事業者である法人の分割（当該都公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により当該都公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ都公園事業者たる地位を承継する。

（条件）

第十二条 第九条第一項、第十条及び前条第一項並びに第四項の規定による承認には、都立自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する都公園事業に係る承認については、都立自然公園の保護上必要な条件に限る。

（届出）

第十三条 都公園事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届書により知事に届け出なければならない。

- 一 相続、合併又は分割により都公園事業者たる地位を承継したとき。
別記第十四号様式
- 二 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。
別記第八号様式
- 三 法人を設立したとき。
別記第九号様式
- 四 休止した施設の供用を再開したとき。
別記第十二号様式
- 五 都公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき（第十二条第一項の規定により知事の承認を受けたとぎを除く。）。
別記第十三号様式

2 前項の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

- 一 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る都公園事業の執行に必要な物件の登記簿の謄本その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類
- 二 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の謄本
- 三 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記簿等の謄本及び当該都公園事業の全部が承継されたことを証する書類
- 四 法人の設立の届出 設立した法人の登記簿の謄本

（報告の徴収及び立入検査）

第十四条 知事は、都公園事業者に対し、都公園事業の執行に関し

（地位の承継）

第七条 事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、または当該公園事業たる事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

（地位の承継の承認の申請）

第八条 前条の規定による承継の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、当該当事者が連署した申請書を知事に提出するものとする。

- 一 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所（法人または組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 公園事業の種類
 - 三 譲渡に係る公園事業の範囲
 - 四 譲渡価格
 - 五 譲渡の予定期日
 - 六 譲渡を必要とする理由
- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 譲渡に関する契約書の写
 - 二 譲渡価格の明細書
 - 三 譲受人が現に公園事業の執行の認可を受けた者でない法人または組合であるときは、定款、寄付行為または規約及び登記簿の謄本または組合契約書の写
 - 四 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄付行為または規約
 - 五 譲渡人または譲受人が法人または組合であるときは、公園事業の譲渡または譲受に関する意思決定を証する書類

（届出）

第九条 事業者は、次に掲げる各号の一に該当したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 住所または氏名（法人または組合にあつては、主たる事務所の所在地または名称）を変更したとき。
- 二 法人を設立したとき。
- 三 休止した施設の供用を再開したとき。
- 四 第六条ただし書に規定する休止または廃止をしようとするとき。
事業者たる地位を譲渡により承継したとき。

- 報告を命じ、又はその職員に都公園事業に係る施設に立ち入りさせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは都公園事業の執行に關し質問をさせることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 都公園事業者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。
(改善命令)

第十五条 知事は、都公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、都公園事業者(運輸施設に関する都公園事業者を除く。)に対して、当該都公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。
(認可の失効及び取消し)

第十六条 都公園事業たる事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る都公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

2 知事は、都公園事業者が条例第九条第四項の規定により執行の認可に付された条件、第七条第二項(第九条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第一項、第十条第一項若しくは第十四条第三項の規定、第十二条の規定による条件又は第十四条第一項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、都公園事業の執行の認可を取り消すことができる。
(原状回復命令等)

第十七条 知事は、都公園事業者が都公園事業者でなくなつた場合(譲渡、合併又は分割により都公園事業者でなくなつた場合を除く。)において、都立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
(公共団体の行う都公園事業)

第十八条 第六条から第十一条まで、第十二条、第十四条及び第十六条第一項の規定は、条例第九条第二項の規定により公共団体が行う都公園事業について準用する。この場合において、次の表の

(改善命令)

第十条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者(運送施設に関する事業者を除く。)に対して、当該公園事業に係る施設またはその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。
(認可の執行及び取消)

第十一条 公園事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

2 知事は、事業者が、第三条第一項若しくは第二項(第五条第四項において準用する場合を含む。)第五条第二項若しくは第六条の規定または前条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の認可を取り消すことができる。

3 知事は、前項の処分をするには、当該事業者に対して弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知する。

(特別区及び市町村の行う公園事業)

第十二条 第二条から第七条まで、第九条、第十条及び前条第一項の規定は、条例第十条第二項の規定により特別区及び市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「執

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	第六条第一項	第六条第二項	第七条第一項	第七条第三項	第八条	第九条第一項	第九条第二項	第九条第三項
	第六条第一項	第六条第二項	第七条第一項	第七条第三項	第八条	第九条第一項	第九条第二項	第九条第三項
読み替えられる字句	執行の認可を受けよ うとする者	申請書	書類	申請書	運輸施設	運輸施設	申請書	申請書
読み替えられる字句	執行の同意を得よ うとする者	協議書	書類（第七号から 第十一号までに掲 げるものを除く。）	協議書	運輸施設又は道路 法（昭和二十七年 法律第百八十九号） による道路（以下「運 輸施設等」とい う。）	運輸施設等	協議書	協議書
執行の認可を受けた 者	運輸施設	延期の申請	執行の認可を受けた 者	延期の申請	執行の同意を得た 者	執行の認可を受けた 者	申請書	申請書
執行の同意を得た 者	運輸施設等	協議書	執行の同意を得た 者	協議書	執行の同意を得た 者	執行の同意を得た 者	申請書	申請書
知事に承認を受けな ければならない	運輸施設	申請書	知事に協議し、そ の同意を得なけれ ばならない	協議書	運輸施設等	知事に協議し、そ の同意を得なけれ ばならない	申請書	申請書
申請書	申請書	申請書	協議書	協議書	申請書	申請書	申請書	申請書
知事の承認を受ける こと	知事に承認を受けた こと	知事に協議し、そ の同意を得ること	協議書	協議書	申請書	申請書	申請書	申請書

「執行の認可」とあるのは「執行の承認」と、第六条中「次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならぬ」とあるのは「次に掲げる事項を知事に届け出なければならない」と、及び第七条第一項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

第九条第四項	第十条	第十一條第一項	承認を受けた者	申請書を知事に提出してその承認を受けた者は、届出書により知事に届け出なければならない。
第十一條第二項	第十一條第三項	第十二條第一項第五号	承認を受けようとする者	申請書により知事に届け出たときは、承認を受けようとする者は、届出書により知事に届け出なければならない。
第十六条第一項	執行の認可	第十二条第一項第五号	申請書	申請書により知事に届け出たときは、執行の認可を受けたときは、執行の同意を得ようとする者は、届出書により知事に届け出なければならない。

第二節 保護及び利用 (特別地域の区分)

第十九条 都公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域（風致を維持する必要性が最も高い地域である。）
- 二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。）
- 三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

（特別地域内における行為の許可申請書）

第二十条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記第十五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添えなければならない。

第二章 保護及び利用

（特別地域内における行為の許可申請書）

第十二条 条例第十五条の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した別記第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の1以下
- 三 上の概況図及び天然色写真
- 四 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 五 行為終了後における植栽の状況を示した植栽及びその他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面
- 3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものと除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつては、道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施工方法に代替する施工方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施工方法及び当該方法に代替する施工方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- 4 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。
- 5 申請に係る行為の場所の土地の所有者以外の者が申請を行う場合において、知事は、申請者に対し、申請者が当該行為を行う権利を有するものであることを示す書類の提出を求めることができる。
- 6 申請に係る行為が他の法令の規定により許可、認可等を必要とする場合において、知事は、申請者に対し、他の法令の規定によ

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施工方法
- 2 七 着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない

- る許可書、認可書等の写しの提出を求めることができる。
- 7 条例第十二条第一項の許可を受けた者が、許可を受けた内容と異なる行為をしようとする場合は、新たに申請を行うものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、別記第十四号様式による添削履歴及び変更した内容に係る第一項若しくは第二項に掲げる書類又は図面及び変更した理由を記載した書類その他の知事が必要と認める書類若しくは図面をあらかじめ知事に届け出る時は、この限りでない。
- 一 行為の着手年月日の変更又は完了予定年月日の変更（条例第十二条第七項に規定する条件に該当する場合を除く。）
 - 二 行為の施工方法において、変更後、行為の規模が縮小し、又は自然環境を保全するための施設等の能力の向上が図られ、かつ、風致景観に著しい影響を及ぼさず、又は風致若しくは景観が改善されると知事が認めるとき。
- 8 三 その他知事が適当であると認めるとき。
- 条例第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に別記第十五号様式による完了届及び次に掲げる書類及び図面のうち知事が必要と認めたものを提出しなければならない。
- 一二 完了図
 - 二 天然色写真
 - 三 その他知事が必要と認めた書類若しくは図面
(採取を制限される植物)
- 第二十二条 条例第十二条第一項第八号の「¹²次のをすつ規則ひゆうする植物や機械を定めやうのは、別表第一に掲げるものとする。
(特別地域内の行為の許可基準)
- 第二十二条 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもののをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第二項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係

- るい。
- 一一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び写真
 - 三 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行つるものに限る。) 又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 設置期間が三年を超える、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- 二 次に掲げる地域(以下「第二種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。

イ 第二種特別地域

- ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第二項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第七十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、第二種特別地域に準する取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの
- (1) 域 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地
- (2) (3)(4) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- が地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象
- が生じている地域
- 侵れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- 当該建築物が山稜線を分断する等展望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風

(採取を制限される植物の指定)

第十四条 条例第十五条第一項第八号の規定による植物は、別表に掲げるものとする。

致又は景観と著しく不調和でない」と。

六 当該建築物の撤去に関する計画において、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（申請に係る都立自然公園の区域内において都公園事業若しくは農林漁業に従事する者、平成十四年四月一日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日。以下「基準日」という。）においてその申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について条例第十二条第一項の規定による許可の申請をした分譲地等（第四項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。）が十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等に係る許可基準は第一項第五号の規定の例による。

3 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書きに規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 条例第十二条第一項第二号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをす

ること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前二項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りではない。

- 一 保存緑地（第九項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。
- 二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル（その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
- 三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
- 四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が一千平方メートル以上あること。
- 五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。
- 六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の合計をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、そ

れぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

域第一種特別地	二十パーセント以下	四十パーセント以下
域第三種特別地	二十パーセント以下	六十パーセント以下

- 七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のこう配が三十パーセントを超えないものであること。
- 八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。
- 九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、都公園事業による道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「都公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 十一 当該建築物の建築面積が一千平方メートル以下であること。
- 5 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について条例第十二条第一項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について条例第十二条第三項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 一 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。以下本項において同じ。）が二千平方メートル以下であること。
- 二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築

面積同一敷地内にある全ての建築面積の和をいう。) の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

方メートル未満	第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下
方メートル以上千平方メートル未満	第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下
メートル以上	第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下	

- 6 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 一 当該建築物の高さが十二メートル（その高さが現に十二メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
 - 二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第一号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。
- 7 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 第二項第二号口(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資するとして認められる事業を行うために行われるものであつて口及びハ並びに次号口からホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

ロイ 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。
口該車道が次のいずれかに該当すること。

- (1) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
- (2) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
- (3) 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するためには設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
- (4) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するためには必要と認められる車道
- (5) 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。

二 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 前号口の規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。
- ロ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
- ハ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつているものであつて、その緑化の

- 方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
- 二 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
- 亦 摊壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 8 条例第十二条第一項第二号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号口から木までの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないことをする。
- 9 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第七項第一号ハ及び第二号口から木までの規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
- 二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
- 三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて千平方メートル以上とされていること。
- 四 前号に規定する計画において、こう配が三十パーセントを超える土地及び都公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。
- 五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
- 六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。

- 七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
- イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。
- ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除くいた面積が、千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第十二条第一項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。
- ハ 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
- 九 関連分譲地等の全面積が二十一ヘクタール以下であること。
- 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 二 総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。
- 三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地のこう配が十パーセントを超えないものであること。
- 四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、都公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が一千平方メートル以下であること。
- 七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最

- 11 11 小限であると認められること。
ハ 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
十九 支障木の伐採が僅少であること。
当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当する行為にあつては、この限りでない。
イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。
- 12 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のいずれかとする。
一 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。
ニ 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
ハ 農林漁業に付隨して行われるものであること。

二 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

ホ 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

の 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為に係る許可基準は、次

い いずれかとする。
一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準

に適合するものであること。

イ 単木伐採法によるものであること。

ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した伐率

ハ が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。

二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準

の いずれかに適合するものであること。
イ 伐採法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合する

も ものであること。

(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した伐

率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセ

ント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パ

ーセント以下であること。

(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う

年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、こ

の限りでない。

(3) 都公園事業に係る施設（第三条第七号、第十号及び第十

一号に掲ぐるもの（利）及び集団施設地区（以下「利

用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪

炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木

伐採法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほ

(1)か、次に掲げる基準に適合するものであること。

一代区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、

当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影

面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える

- る場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な都立自然公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
- (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
- (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。
- 四三 第三種特別地域内において行われるものであること。
- 四四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。
- 14 条例第十二条第一項第二号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち権利者の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
- 一 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
 - 二 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
- 四五 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 15 条例第十二条第一項第二号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 条例第十二条第一項の規定による許可を受け、又は条例第十二条第三項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つてゐる土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第五号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ロ イ 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。
 - ロ ロ 自然的、社会経済的条件にからがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

- ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
- ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 一 河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものについては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
- 二 第三種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第一号、前号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
- 四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第一号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。
- ロ 平成十四年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な自然利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
- 五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、前項に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- 一 条例第十二条第一項第四号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- 二 ハ 農業又は漁業に付隨して行われるものであること。
- ニ 水位の変動についての計画が明らかなものであつて、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれ

がないものであること。

イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

ハ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等

① 条例第十二条第一項第五号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあっては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合すること。

イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つてゐる場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。

ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のこと。

ハ 広告物等を設置する場合にあってはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが五メートル（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。

ニ 光源を用いる広告物等にあっては、光源（光源を内蔵するものにあっては表示面）が白色系のものであること。

ホ モーティング又は光の点滅を伴うものでないこと。

ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つてゐる場所へ誘導するために行われるものにあっては、前号ニからヘまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。

ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。

- ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。
- ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。
- ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- 一一 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニからヘまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- イ 表示面の面積が五平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル）以下であること。
- ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
- 四 広告物等としての機能を有するベンチ、くす箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ヘ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ロ 商品名の表示がないものであること。
- 五 ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
- 五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。
- 条例第十二条第一項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次

のとおりとする。

一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。

イ 第一種特別地域又はその地先水面

ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準する取扱いが現に行われ、~~其~~行わることが必要であると認められるもの

面 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水

(2) 面 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。

三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号ニに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。

四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。

19 条例第十二条第一項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 第二種特別地域又は第一種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる者土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

- 一二 集団的に建築物を建築する敷地を造成するためその他土地を一
二 階段状に造成するために行われるものでないこと。
- 三 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、
既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、
この限りでない。
- 四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の
採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め
立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風
致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに
際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形
成することとなるときは、この限りでない。
- 五 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成するこ
とができるないと認められるものであること。ただし、農林漁業
を営むために必要と認められるものについては、この限りでな
い。
- 六 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認め
られるものであること。
- 20 七 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
の条例第十二条第一項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次
のことおりとする。
- 一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以
外の場所においてはその目的を達成することができないと認め
られるものであること。
- 二 採取し、又は損傷しようとする植物が申請に係る特別地域に
おいて絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該植物
の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該植物
の保存に資する場合は、この限りでない。
- 21 条例第十二条第一項第九号に掲げる行為に係る許可基準は、そ
の周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するもの
でないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更につい
ては、この限りでない。
- 22 の条例第十二条第一項第十号に掲げる行為に係る許可基準は、次
いすれかとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成するこ
とができるないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のい

- すれかに適合するものであること。
イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
- 23 基準の全部又は一部を適用することが適当ないと知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第十二条第一項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることができる。
- 24 条例第十二条第一項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。
- 一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
- 二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
- 三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第十二条第一項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。
- (既着手行為等の届出書)
- 第二十三条 条例第十二条第二項から第五項までの規定による届出は、別記第十六号様式による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、第二十条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十二条第四項の規定による届出にあつては、第二十条第一項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。
- (特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
- 第二十四条 条例第十二条第六項第一号に規定する規則で定める行為は、次に掲ぐるものとする。
- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を

一 新築し、改築し、又は増築すること。

二 門、生け垣、その高さが二メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある場所で炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

六 条例第十二条第一項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

九 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは临港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

（特別地域内における許可または届出を要しない行為）

第十五条 条例第十五条第五項第一号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

二 門、生け垣、その高さが二メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

六 条例第十五条第一項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

六の二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

六の三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定

- 十 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車所及びベリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（漁業再建整備特別措置法（昭和五十二年法律第四十三号）第二条第一項に規定する沿岸漁業をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 十一 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
- 十二 文化財保護法第七十二条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十三 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
- 十四 道路上に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 十五 巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
- 十六 測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十七 宅地内の木竹を伐採すること。
- 十八 自家用のために木竹を伐採（塊状伐採を除く。）すること。
- 十九 桑、茶、こうぞ、みつまだ、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 二十 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 二十一 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- 二十二 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 二十三 宅地内の土石を採取すること。
- 二十四 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。
- 二十五 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から一メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行

- する港湾施設又は同条第二項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- 七の二 漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第二百六十五号）第八条第一項第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 八 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
- 九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十二条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
- 十の二 道路上に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 十の三 巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
- 十の四 測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十一 宅地内の木竹を伐採すること。
- 十二 自家用のために木竹を伐採（塊状伐採を除く。）すること。
- 十三 桑、茶、こうぞ、みつまだ、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 十四 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 十五 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- 十六 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 十七 削除
- 十八 宅地内の土石を採取すること。

- うこと。
- 二十六 宅地又は田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十七 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十八 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十九 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 三十 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
- 三十一 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 三十二 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 三十三 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 三十四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項に規定する屎尿浄化槽（建築基準法施行令第二十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 三十五 住宅から汚水又は廃水（屎尿の排出を除く。）を排出すること。
- 三十六 河川法第二条第一項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十二条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 三十七 下水道法第二条第二号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 三十八 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等の建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類する物を工作物等に表示すること。
- 十九 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二十 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から一十メートル以上の距離にある地域で鉱物の掘採のため試すいを行ふこと。
- 二十一 宅地又は田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十二 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十二の二 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の三 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の四 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の五 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の六 漁港法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の七 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項に規定する屎尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十九号）第二十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の九 住宅から汚水又は廃水（屎尿を除く。）を排出すること。
- 二十二の十 河川法第二条第一項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十二条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の十一 下水道法第二条第二号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類す

- 三十九 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 四十 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 四十一 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 四十二 渔港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 四十三 宅地内にある植物で、別表第一に掲げるものを採取し、又は損傷すること。
- 四十四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九号）第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し又は増築すること（改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）を新築し、改築又は増築すること（改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
- 四十五 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為すること。
- 四十六 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 四十七 渔業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。
- 二十九 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを工作物等に表示すること。
- 二十四 法令の規定により、又は保安の目的で広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 二十五 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 二十六 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 二十六の二 渔港法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 二十七 宅地内にある植物で、前条に規定するものを採取し、又は損傷すること。
- 二十八 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づき都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
- 二十九の二 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の三 渔業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。
- 二十九の四 渔業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条

- 四十八 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 四十九 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十一 海岸法第二条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十二 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第二号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十五 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。
- 五十六 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により、般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- 五十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- 第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の十 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 二十九の十一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。
- 二十九の十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十二条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- 二十九の十三 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行ふために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十 東京知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

- たための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五十八 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。
- 五十九 宅地内に木竹を植栽すること。
- 六十 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹の同一種類の木竹を植栽すること。
- 六十一 家畜を係留放牧すること。
- (六十二 前各号に掲げる行為に附帯する行為
(普通地域内における行為の届出)
- 第二十五条 条例第十三条第一項の規定による届出は、別記第十七号様式による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、第二十条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 3 条例第十三条第一項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行行為の完了予定日とする。
- 4 第二十条第五項、第六項及び第八項の規定は、第一項の届出に係る行為について準用する。
- (工作物の基準)
- 第二十六条 条例第十三条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 高さ三十メートル
- 四 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- 五 ダム 高さ二十メートル
- 六 鋼索鉄道 延長七十メートル
- 七 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- 八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- 九 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投
- 三十一 宅地内に木竹を植栽すること。
- 三十二 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹の同一種類の木竹を植栽すること。
- 三十三 家畜を係留放牧すること。
- 三十四 前各号に掲げる行為に附帯する行為
(普通地域内における行為の届出)
- 第十五条の二 条例第十七条第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第二項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、第十三条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 3 条例第十七条第一項の東京都規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行行為の完了予定日とする。
- (工作物の基準)
- 第十六条 条例第十七条第一項第一号に規定する基準は、次の各号に掲げる工作物につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 建築物 高さ十三メートルまたは延べ面積千平方メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 高さ三十メートル
- 四 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- 五 ダム 高さ二十メートル
- 六 鋼索鉄道 延長七十メートル
- 七 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- 八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル

影面積千平方メートル

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十七条 条例第十二条第七項第二号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第二十四条第一号から第十六号まで、第二十四号から第二十七号まで、第二十八号から第四十二号まで、第四十四号又は第二四十五号に掲げる行為

二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のものを新築し、改築し、又は増築すること。

三 宅地内の池沼等を埋め立てること。

四 土地改良法第二条第一項各号掲げる土地改良に関する事業(同項第四号に規定するものを除く。)として池沼等を埋め立てること。

五 宅地内の鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

七 鉱物を掘探し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

八 宅地内の土地の形状を変更すること。

九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

十 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

十二 養浜のために土地の形状を変更すること。

十三 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十四 第二十二条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物

九 遊戯施設(建築物を除く。)高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十七条 条例第十七条第七項第二号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

一 第十五条第一号から第十号の四まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二まで、第二十八号又は第二十九号に掲げる行為

二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のものを新築し、改築し、又は増築すること。

三 宅地内の池沼等を埋め立てること。

四 土地改良法第二条第一項に規定する土地改良事業(同項第四に規定するものを除く。)として池沼等を埋め立てること。

五 宅地内の鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

七 鉱物を掘探し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートル(海底にあつては百平方メートル)を超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

八 宅地内の土地の形状を変更すること。

九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

十 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

十二 養浜のために土地の形状を変更すること。

十三 土地又は海底の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル(海底にあつては百平方メートル)を超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十四 第十六条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものと

の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十六 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第二十八条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けた行為又は条例第十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第二十条第二項及び第三項又は第二十五条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面(以下この条において「添付図面」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたもの添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するものほか、条例第十二条第一項の規定による許可の申請又は条例第十二条第三項若しくは第五項若しくは条例第十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができます。

(管理計画)

第二十九条 知事は、都立自然公園及び都公園事業に掲げる施設について、管理計画を定め、地域の特性及び社会状況に適合した指導を行ふものとする。

第三節 雜則

(証明書の様式)

第三十条 条例第十五条第二項、第十七条第三項若しくは第二十四条第四項又は第十四条第二項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第十八号様式による。

(負担金の徴収方法等)

第三十一条 都は、条例第二十条の規定により都公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担さ

なる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十六 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(既着手行為等の届出書)

第十七条の二 条例第十五条第二項、第三項又は第四項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

1 行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

2 行為の種類

3 行為の目的

4 行為の場所

5 行為の施行方法

6 行為の完了の日又は予定日

2 前項の届出書には、第十二条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十五条第二項の規定による届出の場合にあつては、第十三条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第十七条の三 条例第十五条第一項の規定による許可を受けた行為又は条例第十七条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第二十条第二項又は第十五条の二第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面(以下この条において「添付図面」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたもの添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するものほか、条例第十五条第一項の規定による許可の申請又は条例第十七条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

第四章 雜則

せようとする者の意見を聽かなければならない。
(補償請求書)

第三十二条 条例第二十六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により補償を請求しようとする者は、別記第十九号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(国に対する特例)

第三十三条 条例第二十七条第一項の規定による協議は、第二十条に規定する申請の例により、行うものとする。
2 条例第二十七条第二項の規定による通知は、第二十五条に規定する届出の例により行うものとする。

(書類の提出部数)

第三十四条 条例第二章及びこの章の規定により知事に提出する書類及び図面の提出部数は、正本一部及び副本二部とする。

丁 第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設等 (休業日等)

第三十五条 条例第二十条の自然公園施設及び附帯施設の休業日、使用時間及び入場時間並びに有料用具の使用することができない日及び使用時間は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれらを変更し、又は臨時に指定することができる。

(自然公園施設の一般基準)

第三十六条 知事は、自然公園施設を設置するに当たっては、自然環境の保全及び回復並びに利用者の利便の増進をその基本とし、条例第二十八条に規定する自然公園施設の種類ことの目的が十分に達成されるよう、その配置規模等について配慮するものとする。

(自然公園施設の規模・構造等)

第三十七条 自然公園施設は、次に掲げる基準に適合したものとする。

一 自然公園施設として設けられる建築物（建築基準法第一条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の配置、規模、意匠及び色彩は、自然公園の風致、美観及び機能に適合したものとする。

二 安全上及び衛生上並びに利用者の利便のために必要な構造を有するものとする。

三 自然公園の円滑な利用に配慮することも、当該自然公園施

(証明書の様式)

第十八条 条例第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十四条第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第四号様式による。

(損失の補償の請求手続)

第十九条 条例第二十五条第二項の規定により補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額及びその内訳

設の利用を妨げないもの

第二節 都以外の者の自然公園施設の設置等

(許可申請書の記載事項)

- 第四十一条 条例第三十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記第二十号様式又は第二十一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 条例第三十二条第六項において準用する(参考)第三項の許可を受けようとする者は、別記第二十号様式、第二十一号様式又は第二十二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
(土地等の使用料等)

第三十九条 条例第三十四条第一項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の使用料の徴収方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ各号に定める方法によるものとする。
- 一 自然公園施設の管理又は附帯施設の設置若しくは管理の許可の期間が三月を超えない場合 当該許可の際に徴収する。
- 二 自然公園施設の管理又は附帯施設の設置若しくは管理の許可の期間が三月を超える場合(次号に掲げる場合を除く) 四月から翌年の三月までの一年を三月ごとに四期に分け、各期の始めの月にその一期分の使用料を徴収する。ただし、期の中途中から許可した場合その他これによることが困難な場合は、隨時に徴収する。
- 三 自然公園施設の管理又は附精施設の設置若しくは管理の許可の期間が一年を超えてかつ、許可を受けた者が一年分の使用料を一括して納入する旨を知事に申し出た場合において、知事が認めたとき 一年分の使用料を徴収する。

(保証金等)

第四十条 条例第三十四条第二項に規定する規則で定める保証金の額、充当及び還付については、それぞれ次の各号に定めることとする。

- 一 保証金の額 前条第一項の使用料の三箇月分の額とする。ただし、附帯施設の設置許可にあつては、当該附帯施設の設置工事がしりん工するまでは、当該設置工事の予算額の十分の一を加算した額とする。
- 二 保証金の充当 自然公園施設の管理又は附帶施設の設置若し

- くは管理の許可を受けた者が、当該自然公園施設又は附帯施設について納付すべき金額を納付しないときは、当該納付すべき金額に充当する。
- 三 保証金の還付　自然公園施設の管理若しくは附帯施設の設置若しくは管理の許可の期間が満了した日、自然公園施設の管理若しくは附帯施設の設置若しくは管理を廃止した日又は自然公園施設の管理若しくは附帯施設の設置若しくは管理の許可が取り消された日から六十日を経過した日以後に還付する。ただし、第一号ただし書により加算された保証金については、知事が設置工事のしゅん工を確認した日から二十日を経過した日以後に還付する。前号の規定により保証金を充当した場合にあつては、保証金の額から当該充当した保証金の額を控除して得た額を還付する。
- 2 前項の規定による保証金の還付の際には、利子を付けない。
- 3 条例第二十四条第二項の保証人は、都内に住所（法人の場合にあつては、主たる事務所）を有する者であつて、かつ、債務を十分に担保できると認められる額の所得又は固定資産を有するものでなければならない。
- （許可申請書）
- 第四十一条　条例第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記第二十二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 条例第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記第一十四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- （軽易な変更等）
- 第四十二条　条例第三十六条第二項に規定する規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 物件等の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- 二 物件等の構造を変えない修繕
- 三 物件等の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
- （占用の期間）
- 第四十三条　条例第三十六条第二項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 都市公園法第七条第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第十二条第一号から第五号まで並びに第四十五条第一号に掲げるものの十年
 - 二 都市公園法第七条第四号及び都市公園法施行令第十二条第六号並びに第四十五条第二号に掲げるものの三年
 - 三 都市公園法施行令第十二条第七号及び第八号に掲げるもの一年
 - 四 都市公園法第七条第五号及び都市公園法施行令第十二条第九号並びに第四十五条第三号に掲げるものの六月
 - 五 都市公園法第七条第六号に掲げるものの三月
- (物件等を設けない占用の許可申請書)

第四十四条 条例第三十七条第一項の許可を受けようとする者は、別記第二十五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 い。条例第三十七条第二項において準用する条例第三十六条第二項の許可を受けようとする場合は、別記第二十号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 条例第三十七条第二項において準用する条例第三十六条第二項の規則で定める期間は三月とする。
- (物件等)

第四十五条 条例第三十八条第一項第一号に規定する規則で定める物件等は、次に掲げるものとする。

- 一 備蓄倉庫その他災害対策用施設
 - 二 公害観測施設
 - 三 映画撮影、実験その他これらに類する行為のために設けられる仮設工作物
- (物件等の外観、配置及び構造)

第四十六条 条例第三十八条第一項第一号の規則で定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 物件等の外観及び配置は、自然公園施設の風致、美観及び機能を損なわず、自然公園施設周辺の風致景観と調和が図られたものとするとともに、自然公園施設の管理に支障を及ぼさないものとしなければならない。
- 二 地上に設ける物件等の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等自然公園施設の保全又は自然公園施設の利用に支障

を及ぼさないものとするとともに、自然公園施設の自然環境を損なわないものとしなければならない。

三 地下に設ける物件等の構造は、堅固で耐久力を有することともに、自然公園施設の保全、他の物件等の構造又は自然公園施設の利用に支障を及ぼさないものとするとともに、自然公園施設の自然環境を損なわないものとしなければならない。

(占用に関する制限)

第四十七条 自然公園施設の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- 二 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。ただし、幅員五メートル以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合においては、原則として三メートル以下としないこと。
- 三 通路、鉄道（駅を含む。以下同じ。）公共駐車場その他これらに類する施設は、地下に設けることとし、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。
- 四 水道施設、下水道施設は、地下に設けることとし、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。
- 五 防火用貯水槽は、地下に設けることとし、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としないこと。
- 六 変電所は、地下に設けることとし、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。
- 七 橋並びに道路、鉄道及び軌道その他これらに類するものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。
- 八 警察署の派出所及び公害観測施設の建築面積は三十平方メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は、十平方メートル以内であること。

(占用に関する工事)

第四十八条 占用に関する工事については、次に掲げるところによ

らなければならない。

- 一 当該工事によって自然公園施設の利用に支障を及ぼさないように、できる限り必要な措置を講ずること。
- 二 工事現場には、さく又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他自然公園施設の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- 三 工事の時期は、自然公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、自然公園施設の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

(占用料)

第四十九条 条例第三十九条に規定する規則で定める占用料の額は、別表第四のとおりとする。

2 前項の占用料は、占用許可の際に徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を都が発行する納入通知書により徴収するものとする。

3 知事が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、占用者の申請により、分割して納入させることができる。

(占用の許可の保証金等)

第五十条 第四十条の規定は、自然公園施設の占用の許可に際し徴収する保証金の額、充当及び還付並びに保証人の資格について準用する。この場合において同条中「使用料」とあるのは「占用料」と読み替えるものとする。

第四節 有料施設及び有料用具

(使用)

第五十一条 条例第四十一条の承認を受けようとする者は、別記第二十六号様式による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、使用券の交付を受けて有料施設又は有料用具を使用する場合はこの限りではない。

2 知事は、条例第四十一条の規定により使用を承認したときは、別記第二十七号様式による承認書を交付する。
3 使用者名を表示しない使用券と引き換えに徴収した使用料については、領收証を交付しない。ただし、知事が必要と認めるときは、領收証を交付することができる。

4 使用券の様式は、別に告示する。
（使用料）

第五十二条 条例第四十二条に規定する規則で定める有料施設及び有料用具の使用料の額は、別表第五のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の承認の際に徴収する。ただしこれによることが困難な場合は、知事の指定した日に徴収する。

（予納金）

第五十三条 予納金は、使用の申請の際に徴収する。

3 2 前項の予納金の額は、使用料の半額とする。

3 予納金を徴収したときは、これと引き換えに予納金領収書を交付する。

（国等に対する特例）

第五十四条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十一条（第四項を除く。）並びに前条第一項及び第二項の規定によらないことができる。

（使用料の還付）

第五十五条 有料施設の使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第五十条ただし書の規定により還付することができない。

1 一 降雨、降雪、災害又は事故により有料施設が使用不能となつたとき。

二 有料施設の維持管理上の必要により有料施設の使用ができないくなつたとき。

三 有料施設までの交通機関の事故等により、有料施設を使用しようとする者が当該有料施設に来場できなくなつたとき。

2 前項の規定による還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行う。

3 一 使用開始前 全額
二 使用承認時間の二分の一を経過しない場合 半額

3 第二項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記第二十八号様式による使用料還付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、使用券の交付を受けて有料施設を利用する場合は、使用券を知事に提出しなければならない。

第五節 雜則

(知事の権限の代行)

第五十六条 他の工作物の管理者が自然公園施設を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が条例第四十四条第三項の規定により知事に代わって行うことのできる権限は、自然公園施設台帳を作成し、及びこれを保管すること以外のものとする。

(知事の権限を代行した場合における知事への通知)

第五十七条 他の工作物の管理者が自然公園施設を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が条例第四十四条第三項の規定により知事に代わって条例第三十二条第二項(第八条第六項において準用する場合を含む。)又は条例第三十六条第一項若しくは第二項の許可を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- 一 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 二 許可に係る自然公園施設の管理、許可に係る附帯施設の設置若しくは管理又は自然公園施設の占用の目的、期間及び場所
- 三 許可に係る自然公園施設又は物件等の構造

2 条例第五十二条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令(以下この号において「監督処分」という。)を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- 一 監督処分の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表の氏名
- 二 監督処分の内容

(行為の制限)

第五十八条 条例第四十六条ただし書の許可を受けようとする者は、知事に別記第二十九号様式による申請書を提出しなければならない。

(使用料等の減免等)

第五十九条 知事は条例第五十二条の規定による使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することについて、知事が特に必要と認めた時ほか次の各号に定めどおり行うことができる。

- 一 幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びにこれらに準ずるものを作成するものを含む。)の園児、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びにこれらに準ずるものを作成するものを含む。以下同

じ。)の児童又は中学校の生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合における写真撮影のための占用料の全部を免除する。

2 前項の規定により、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することを受けようとする者は、別記第三十二号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(管理委託)

第六十条 条例第五十四条第一項第三号の知事が特に必要と認める事務は、自然公園施設に係る歳入の徵収の事務とする。

(自然公園施設台帳)

第六十二条 知事は、自然公園施設の適正な管理を図るため、自然公園施設の台帳(以下本条において「自然公園施設台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

2 自然公園施設台帳の記載に当たっては、東京都公有財産規則(昭和三十九年東京都規則第九十二号)第十七条の公有財産台帳を基準とするものとする。

3 自然公園施設台帳の様式は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

別表第一(第二十一条、第二十四条関係)

にがな属、うすゆきそう属、たからこう属、こうそりな属、つりがねにんじん属、ほたるぶくろ属、しおがまきく属、りんどう属、さくらそう属、いわかがみ属、ごせんたちはな属、みしまさいこ属、あかばな属、すみれ属、おどまりそう属、ふうろそう属、しもつけそう属、のかいどう、きじむしろ属、われもこう属、うめばちそう属、きれんげしょうま、ゆきのした属、もうせんごけ属、はださおはださお属、おだまき属、おうれん属、うまのあしがた属、みみなぐさ属、おんたで属、きばなのあつもりそう、ふだはらん属、はくさんちどり属、ひなのしゃくじょう属、あさつき属、すずらん、くるまゆり、えんれいそ

付 別表 2 1 この規則は、交付の日から施行する。
この規則施行の際、この規則による改正前の東京都立自然公園条例施行規則別記第二号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、直し用することができる。

にがな属、うすゆきそう属、たからこう属、こうそりな属、つりがねにんじん属、ほたるぶくろ属、しおがまきく属、りんどう属、さくらそう属、いわかがみ属、ごせんたちはな属、みしまさいこ属、あかばな属、すみれ属、おどまりそう属、ふうろそう属、しもつけそう属、のかいどう、きじむしろ属、われもこう属、うめばちそう属、きれんげしょうま、ゆきのした属、もうせんごけ属、はださおはださお属、おだまき属、おうれん属、うまのあしがた属、みみなぐさ属、おんたで属、きばなのあつもりそう、ふだはらん属、はくさんちどり属、ひなのしゃくじょう属、あさつき属、すずらん、くるまゆり、えんれいそ

ん、へやおゆり、えんれいそう属、ばひけいそう属、い属、ぬか
ぼしそう属、すげ属、やわらすげ属、ほたるい属、じかしつなぎ属、
みやおからほし、たかねしだ、みやおはなわらび、ひめはなわら
び、いわひば属、ひかけのかずら属

う属、ほにけいそう属、い属、ぬかぼしそう属、すげ属、さあすげ属、ほたるい属、いかがつなき属、みやまうらぼし、たかねじだ、みやまはなわらび、ひめはなわらび、いわひば属、ひかけのがずら

別表第二（第三十五条関係）

種 別	休業日又は 使用するこ とが可能な い日	使 用時 間
自然公園 施設	案内所 東京都御岳 インターナショナルオーディションセミナー	十二月二十九日から翌年一月三日 午前八時から午後四時まで

博物館	東京都立水族館	東京都立水族館	東京都立水族館	午前九時から午後四時三十分まで
示施設	公園椿資料館	公園椿資料館	公園椿資料館	午前八時三十分から午後五時まで
博物館	東京都立大島公園	東京都立大島公園	東京都立大島公園	午前九時から午後四時三十分まで
動物園	東京都立大島公園動物園	東京都立大島公園動物園	東京都立大島公園動物園	午前九時から午後四時三十分まで
植物園	東京都立八丈植物園温室	東京都立八丈植物園温室	東京都立八丈植物園温室	午前九時から午後四時三十分まで
野営場	多摩湖畔公園	多摩湖畔公園	多摩湖畔公園	午後二時から翌日午前十時まで
	ふるさと村	ふるさと村	ふるさと村	午後三時から翌日午前十時まで
	セントラル	セントラル	セントラル	午後三時から翌日午前十時まで
	ロッジ	ロッジ	ロッジ	午後三時から翌日午前十時まで

有料用具	設運動施	東京都立大島公園海のふるさとテニスコ	十二月二十九日から翌年一月三日まで	タウンセンター	園山多摩湖畔公園	東京都立奥多摩湖畔公園	ビジターセンタ	峰公園小峰	東京都立小峰公園	のときは、その翌日とす	午前九時から午後四時三十分まで

別表第三（第三十九条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	一平方メートル一月	八円
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	十八円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	六十一円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十五円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	三円
東京都立多幸湾公園	一平方メートル一月	六円

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園一号売店	一月	三万五千七百円
東京都立大島公園二号売店	一月	七千八百円

東京都立八丈植物公園売店				
別表第四（第四十九条関係）				
電柱	電線	ガス管	水道管	種別
標識	電柱	支柱	支線	本柱
水道管	ガス管	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
地下水管	地下電線	外径一メートル未満のもの	外径一メートル以上二メートル未満のもの	一本一月
電線	地線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
電柱	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
鐵塔	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
麥庄塔及びマンホールの類	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
郵便差出箱	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
公衆電話所	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
地下の占用物件	地上露出部分	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上二メートル未満のもの	一本一月
単位				
				市町村
				百九十八円
				百五十五円
				二十七円
				十二円
				七十九円
				四十七円
				二十七円
				十二円
				五円
				三十五円
				十二円
				二十二円
				七十九円
				四十七円
				五十一円
				六十四円
				四十七円
				十三円

二月 一万千六百円

		地下部分	
高架の占用物件			
測施設	天体又は気象及び土地の観	一平方メートル	七十円
写真撮影のための常時占用	写真撮影のための常時占用	一月	七十円
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	撮影機一台	百四十七円
その他の占用	臨時的な占用	一時間	十六円
	撮影		十円
	競技会、集会等	一平方メートル	四十円
その他の場合	その他の場合	一日	八円
	映画、テレビ及びビデオの撮影		三円
			六千七百五十円
			一千円
			六千七百五十円

付記

写真撮影に伴わない録音は、写真撮影の場合に準する。
講演会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しをいい、その催しのために設けられる仮設工作物を含む。

別表第五（第五十二条関係）

工事有料施設の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（一時間以内）	四百円

(二)宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
東京都立大島公園海のふるさと村	一般の児童をいう。	一人二泊	二千円

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
デッキテント 用する場合	東京都立大島公園海のふるさと村 キャンプ場内において使	一組一泊	四千円

東京都立奥多摩湖畔公園 さと村	キャンプ場	ケビン	キャンプ場	トントンデッキテント トントンフリーテント トントンサイ	八人用 四人用 一人用	トントンデッキテント トントンフリーテント トントンサイ	一般 学生及び中学生	一般 学生及び中学生	一般 学生及び中学生	トントンデッキテント トントンフリーテント トントンサイ	以下同じ。 以下同じ。	学校の生徒をいわう。 学校の生徒をいわう。	以下同じ。 以下同じ。	学校の生徒をいわう。 学校の生徒をいわう。
東京都立多幸湾公園	キャンプ場			トントンデッキテント トントンフリーテント トントンサイ	学生 及び中学生	トントンデッキテント トントンフリーテント トントンサイ	一般 学生及び中学生	一般 学生及び中学生	一般 学生及び中学生	トントンデッキテント トントンフリーテント トントンサイ	以下同じ。 以下同じ。	学校の生徒をいわう。 学校の生徒をいわう。	以下同じ。 以下同じ。	学校の生徒をいわう。 学校の生徒をいわう。
				一人一泊		一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊
					五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円
					二百円	四百円	五百円	一千円	一万円	二万円	三万円	五万円	七万円	八万円

毛布	フリー テント	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	八人用	五人用	
		東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	一組一泊	
		東京都立奥多摩湖畔山のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	一組一泊	
		東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	一枚一泊	一千三百円	二千円
					三千円
					四千円
					五百円